

司法試験の法科大学院在学中受験資格の取得要件と履修上の注意事項

1、法科大学院在学中受験資格の取得要件（司法試験法第4条第2項）

- 法科大学院の課程に在学
 - 以下の2点につき、法科大学院を設定する**学長が認定**
 - ①法務省令で定める**所定科目単位を修得**していること
 - ②**1年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込み**があること
- ②の「見込み」については教授会で判定することになる

※①「所定科目単位」について（司法試験法第4条第2項第1項イ）

- 法律基本科目 ※憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目
基礎科目（講義科目）**30単位以上**（本学では1年次必修科目34単位、2年次必修科目10単位）
応用科目（演習科目）**18単位以上**（本学では2年次必修科目18単位）
 - 司法試験選択科目（倒産法・租税法・経済法・知的財産法・労働法・環境法・国際関係法（公法系）・国際関係法（私法系））**4単位以上**（本学では2年次から履修可能）
- 在学中受験を希望する場合、**2年次に司法試験選択科目を必ず履修しなければならない**

2、履修登録単位数の上限と履修上の注意事項

1年間に履修登録できる授業科目の単位数の上限は**36単位**（愛知大学専門職大学院学則第26条第1項）

本学カリキュラムを前提とした場合の2年次における必要修得単位

- ・法律基本科目の基礎科目 10単位
- ・法律基礎科目応用科目 18単位
- ・司法試験選択科目 4単位
- ・民事訴訟実務基礎Ⅰ 2単位
- ・刑事訴訟実務基礎Ⅰ 2単位 **計36単位**

→在学中受験を希望する場合、2年次は選択科目ないし選択必修科目を履修できないことになる

※1年次に単位を修得できなかった必修科目がある場合、当該科目を理由する場合に限り、2年次の履修登録の単位の上限が2単位増えて38単位となる（愛知大学専門職大学院学則第26条第2項）。本学では必修科目の単位を2科目（4単位）落としても進級はできるため、1年次に落とした必修科目が1科目（2単位）だけであれば、2年次に再度履修登録をして在学中受験に備えることができるが、それが2科目（4単位）となると、38単位の履修登録の上限を超えるので、在学中受験は不可能となる。

3、その他の注意事項

- ・司法試験の受験可能期間は、修了後の最初の4月1日から5年であるが（最大5回受験可能）、在学中受験をしても不合格であった場合には、1回受験したものとしてカウントされることになる。
- ・在学中受験を希望する者は、当該年度春学期履修登録期間中に事務局へ申し出ること（過年度の修得単位数科目及び当該年度履修登録科目情報を基に、在学中受験の資格有無を確認するためです）。